

内藤家文書に見る「桜田門外ノ変」異聞 大老井伊直弼の奮闘-狼藉者は井伊様御手にて都合九人ほど取押え-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学図書館 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊能, 秀明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/17245">http://hdl.handle.net/10291/17245</a>

# 内藤家文書に見る「桜田門外ノ変」異聞

大老井伊直弼の奮闘

— 「狼藉者は井伊様御手にて都合九人ほど取押え」 —

伊能 秀明\*

## 一 はじめに — 「内藤家文書」の移管事情—

「内藤家文書」は、陸奥国磐城平藩・日向国延岡藩七万石の譜代大名だった内藤家に伝来した古文書群である。歴史学界では最大級最良質の譜代藩政文書と言われ、総数は四万五千点以上にのぼるとされている。

「内藤家文書」は、昭和三十八（一九六三）年に、内藤家当主の内藤政道氏（元子爵、元宮内庁式部副長）から明治大学へ移管され、当初は明治大学図書館（当時の和泉図書館）に保管された。すでに半世紀を経過した「内藤家文書」移管に関する事情を二つの文書で明らかにしておきたい。

「明治大学教授 図書館長

法学博士 島田正郎 殿

拝啓、時下春暖の候益々ご清祥の段、慶賀申し上げます。

却説<sup>さてか</sup>予ねて貴大学より御要請になりました、私所有古文書譲渡の件は、曩<sup>さき</sup>に御差出しになりました契約書により、御譲渡致したく存じますので左様御承知下さい。

---

\* いよく・ひであき／明治大学 学術・社会連携部 中央図書館事務長

就きましては、譲渡に関する細事につき諸事御打合せのため、近く拙家総務野村雪を伺えますから、其の節は宜しく御願ひ申し上げます。  
先は右御挨拶<sup>かたがた</sup>々々御願ひまで 早々敬具

これは、昭和三十八年四月十六日付で内藤政道氏から明治大学図書館へあてた書簡である。島田<sup>しまだ</sup>正<sup>まさ</sup>郎<sup>お</sup>博士は我が恩師の一人で、その主著『東洋法史論集』全八巻は、原史料の丹念な収集を通じて内陸アジアの遊牧民に共通する法文化を究明した大著である。島田博士は、のちに明治大学総長に就任された。

昭和三十八年四月十六日付で、譲渡条件が次のとおり交わされた。

「内藤家藩制時代の古文書を明治大学へ譲渡につき打合せ事項

一、藩制時代に於ける旧記録全部

但し、個人関係の深きもの及び旧藩制に関係少なきものは、之を除く

一、価格は、金六百万円とすること

但し、三十八年度に於て完済することを建前とし、若し不能の場合  
は、残額を三十九年度に於て完済すること

一、延岡及平地方人にして、閲覧を希望する者には出来るだけ便宜を  
与ふるは勿論、一般希望者にも之を開放して、広く研究に資すること

一、荷造運搬に要する経費は、全額譲受人に於て負担すること

一、古文書引渡の際は、内藤家側より内藤政恒、野村雪の両名、大学側  
より司書長奥村藤嗣及び立会人として、白井信義殿出席すること」

ちなみに、「内藤家文書」の時価は、神田神保町の老舗古書肆である一誠堂書店によって七百万円相当と鑑定されていた。明治大学は有利な条件で譲渡を受けられ、他方で、政道氏は、受領代金から経費を控除した残額を延岡市へ育英資金として寄付された。

「内藤家文書」は、島田博士が移管折衝にあたり、移管後は、<sup>きむらもと</sup>木村礎博士（近世村落史研究の権威、のち明治大学長）が古文書目録編纂の実務をつかさどった。「内藤家文書」は江戸時代の「生」の史料で、延岡藩の歴史のみならず近世史研究に有用なる学術資料であり、現在は明治大学博物館で保管されている。

## 二 狼藉者九人を手捕り、奮闘する直弼 —内藤家文書「安政七年 萬覚帳」より—

黒船の来航で、鎖国政策が揺らいだ幕末の日本。攘夷か開国か、国論を二分する中で彦根藩主の井伊直弼は、安政五年（一八五八）四月大老に就任した。直弼は、同年六月勅許を待たず日米修好通商条約に調印させ、問責のため登城した水戸の徳川斉昭ら三家の諸侯を処罰し、病弱な十三代將軍家定の継嗣問題でも反対派を押し切って紀伊藩主徳川慶福（のち家茂）を継嗣に擁立した。こうした直弼の独断専行に対し、薩摩、水戸、長州、越前の提携によって直弼を排斥し、政局を安定化させようとする志士の動きが活発化した。

直弼は、安政五年九月尊王攘夷運動への弾圧（安政の大獄）を始め、水戸藩に下された勅書の返納を迫るなど圧政を恣にしたため反幕感情と直弼憎悪の念を燃え立たせ、志士らは襲撃計画を密かに進めていた。

桜田門外ノ変は、安政七年（一八六〇）三月三日、水戸脱藩士、薩摩藩士の十八名が、直弼の暴挙を阻むため江戸城桜田門外で井伊家の登城行列を襲撃し直弼を暗殺した事件である。ちなみに三月三日は上巳（三月最初の巳の日）で、諸大名が総登城して將軍に桃の節句の賀詞を述べる習わしだった。

襲撃の大義名分は、浪士がそれぞれ懐中した「大老井伊掃部頭殿斬奸書」に明らかである。そこには、「公辺へいささかも御敵対申上げ候にはこれなく、（中略）公辺の御政事正道に御復し、尊王攘夷、正誼明道、天下万民をして富嶽の安きに変らしめなん事を希ふ」と記されていた（本稿四 - (2) の資料参照）。

三日早朝、十八士は雪をおかして愛宕山に集結、桜田門外に向かった。登城する行列の供先を襲って混乱させ、短銃の発砲を合図に駕籠の両側面から斬りかかり、薩摩藩士の有村次左衛門が直弼の首級をあげた。

乱闘の末、浪士のうち稲田重蔵が闘死。山口辰之介、広岡子之次郎、鯉淵要人、有村の四名が重傷を負って自刃。斎藤監物、佐野竹之介、黒沢忠三郎、蓮田市五郎の四名が老中脇坂安宅の屋敷に出頭したが、斎藤、佐野、黒沢は負傷で死亡。大関和七郎、森五六郎、森山繁之介、杉山弥一郎の四名が熊本藩細川斉護の屋敷に出頭。関鉄之介、岡部三十郎、広木松之介、

海後磋磯之助、増子金八の五名は逃亡した。襲撃に参加した浪士のうち、逃げ切れた者は海後、増子の二名だった。余談だが、辛くも生存した海後磋磯之助は、著名な教育学者で東京大学名誉教授の海後宗臣氏の祖父にあたる。彦根藩側は、即死または深手のため死んだ者は八名を数えた。

ところで「内藤家文書」に、直弼が絶体絶命の窮地を脱し、襲いかかる浪士を果敢に撃退したことを記録した「萬覚帳」(1-7-148)がある。「萬覚帳」は、延岡藩の政治の移り変わりなどを日々書き留めた藩政の記録である。当日の天候、行事、でき事やその措置、裁決事項、藩の法令、通達、藩内からの願い出などを毎日に記録しており、当時の政治・経済・社会の動向を物語る一級の史料である。「萬覚帳」をひもとけば、時間の流れに沿って延岡藩の政治の動きをとらえることができ、また、人びとの暮らしぶりや地域社会のようすも推測することができる。

果して井伊直弼は、生きていたのだろうか。

それでは、直弼最期の瞬間を伝える古文書を紹介する。後掲する資料のあらましを若干説明しておこう。( )内の数字は資料番号を示す。

- (1) 事件の第一報は、井伊家から内藤家への奉札(手紙の敬称)でもたらされた。三月三日の三項めで、充真院の実家である井伊家から付き従った家来大泉兵次郎が井伊家上屋敷に呼び出され、直弼が襲撃で軽傷を負いひとまず帰邸したことが伝えられた。ちなみに、充真院(もと井伊家の充姫)、直弼、延岡藩主政義(もと井伊家の直恭)は姉弟の関係にあたった。六項めで、国元の延岡滞在中の藩主政義に報告のため、小性(雑用係)の松本庄司が至急派遣されることになり、三月四日(実際は五日)に江戸を出立した。松本は、付添い役で御徒組の野口久兵衛とともに大坂から乗船し、十二日目の三月十六日昼頃、延岡に到着したことが他の記録から判明する。七項めは、口演の扣(口頭報告用の控え)で、内藤家が把握した襲撃事件の概要が記述されている。直弼は「狼藉者兩人とか、井伊様御手にて生捕りも之有る由」と奮闘ぶりが記され、さらに後段では「狼藉者、井伊様御手にて都合九人程取押え候由」とあり、直弼自身が襲撃側の武士九人を取り押さえたと言張られている。二つの記事の間に、「首一つ之有り、此の首は井伊様御供頭の首の由」とあり、井伊家の供方徒士加田九郎太の首と偽装された。これこそ、実際は直弼の首級に

ほかならなかつた。(2)～(5)についての説明は割愛する。

(6) 閏三月二十九日の三項めには、幕閣に対して、直弼四十六歳から愛鷹十四歳への家督継承を願った「御家督御願書」(末期養子届)が記述されている。老中五名の宛名の前々行にある「手揮え候に付き印形相用い申し候」は、死人に口(この場合は、手)なしと言うべき井伊家の苦境を物語る苦肉の作品であるが、空々しくも感ずる。続いて引用された「容躰書」は、四名の医師団による直弼の病氣診断書で興味深い。「疝痛」は激しい発作性の間歇的な腹痛である。腹部の内臓疾患に伴い、胆石症、腎石発作、腸閉塞などに現われる症状とされる。「疝積」は胸、腹部のさし込むような痛み、加えて衝撃的な胸痛があり、「手足厥冷」は手足の冷えて、快復の見込みは全くない絶望の容態というご丁寧な見立ては、一種のユーモア感さえ漂わせている。

(7) 閏三月晦日の一項めに、「掃部頭様御病気の処、御養生御叶い成されず、今卯中刻(午前六時前後)御死去成され候段、御知らせ之を申し来る」とあり、直弼はついに二回目の死を迎えた。三項めの「掃部頭様御事充真院様御甥の御続き」については、直弼が彦根藩井伊家藩主で長兄の直亮の養子となったため、直亮の妹充真院から見れば甥に当たる。また「実御弟に付き」は充真院、直弼、政義が元来、姉弟だった血縁による。

さて以下に紹介する資料では、縦書を横書に改め、左の段が翻刻文(白文)、右の段が書き下し文で、傍線は引用者が付した。

#### 内藤家文書「安政七年 萬覚帳」(表紙)

安政七庚申年  
閏三月萬延と改元  
  
萬 覚 帳  
正月ヨリ  
  
御用部屋

##### (1) 三月三日

一井伊掃部頭様衆より奉札を以、掃部頭様  
今日御登 城懸ケ、於御途中御不慮

安政七庚申年  
閏三月萬延と改元  
  
萬 覚 帳  
正月ヨリ  
  
御用部屋

##### (1) 三月三日

一井伊掃部頭様衆より奉札を以て、掃部頭様  
今日御登 城懸け、御途中に於て御不慮

之儀御座候、格別之御間柄ニ付御内々  
為御知申來之

一井伊掃部頭様江、当日御祝儀為御使者  
御留守居罷出候処、御門ニ而御断相成候旨、  
尤火事具ニ而足輕警固等有之候由  
申聞候付、猶風聞為聞繕候処、掃部頭様  
今日御登 城懸、於御途中及狼藉  
候者有之哉ニ罷帰申聞候付、先様江  
御模様内々承合可申処、深御秘被成候  
御事ニ可有之、問合茂難出來区々之  
風聞ニ候得共、不取敢右之趣  
充真院様御殿江藏人罷出申上候

一大泉兵次郎（御里附重役）儀、井伊掃部頭様よ  
り急御用向有之被招呼罷出候処、掃部頭様  
今朝御登 城懸、於外桜田松平  
大隅守様御屋敷前、狼藉者人数凡  
三十人程集り鉄炮打掛御陸尺兩人  
相果候付、御供方之面々相防候得共、  
何分先方者多人数ニ而防兼ね候処、  
狼藉者御駕籠ニ近寄り御疵被為請候付、  
早速御屋敷江御引戻之上、御医師  
御療養申上候得共、御大造ニ申上候由  
右之趣

充真院様江申上候様御用人申聞候段、  
御用掛藏人江申聞候、右ニ付世上風聞等  
充真院様江申上として同人早速  
右 御殿江罷出申上候

一右ニ付、今夜  
充真院様より御見舞之御使者、御留守居  
成瀬老之進相勤、猶又御障茂不被為在候哉、  
相伺候処、先刻  
充真院様江御内々別段為御知被仰進  
候通、御心配之段、御挨拶有之

一右異変、井伊掃部頭様、別段之先柄  
に付、御模様ニ寄、御固御人数被差出候様ニも

の儀御座候、格別之御間柄に付き御内々  
御知らせ<sup>せ</sup>之を申來る

一井伊掃部頭様江、当日御祝儀、御使者として  
御留守居罷り出で候処、御門にて御断相成り候旨、  
尤も火事具にて足輕警固等之有り候由  
申聞け候に付、猶風聞聞き繕わせ候処、掃部頭様  
今日御登 城懸、御途中に於て狼藉に及び  
候者之有るやに罷り帰り申し聞け候に付、先様江  
御模様内々承り合申すべき処、深く御秘成され候  
御事ニ之有るべく、問合せも出来難く区々の  
風聞ニ候得ども、取敢ず右之趣  
充真院様御殿江藏人罷り出で申し上げ候

一大泉兵次郎（御里附重役）儀、井伊掃部頭様より  
急御用向き之有り召し呼れ罷り出で候処、掃部頭様  
今朝御登 城懸、外桜田松平大隅守様御屋敷  
前に於て、狼藉者人数凡そ  
三十人程集り鉄炮打掛け、御陸尺兩人  
相果て候に付き、御供方之面々相防ぎ候得ども、  
何分先方は多人数にて防ぎ兼ね候処、  
狼藉者御駕籠に近寄り御疵請けさせられ候に付、  
早速御屋敷江御引戻の上、御医師  
御療養申し上げ候得ども、御大造に申し上げ候由  
右之趣

充真院様江申し上げ候様御用人申し聞け候段、  
御用掛藏人江申し聞け候、右ニ付き世上風聞等  
充真院様江申し上げとして同人早速  
右 御殿江罷り出で申し上げ候

一右ニ付き、今夜  
充真院様より御見舞の御使者、御留守居  
成瀬老之進相勤め、猶又御障も在らせられず候や  
相伺候処、先刻  
充真院様江御内々別段御知らせ仰せ進められ  
候通り、御心配の段、御挨拶之有り

一右異変、井伊掃部頭様、別段の先柄  
に付き、御模様<sup>に</sup>寄り、御固め御人数差出され候様

可相成、御曲輪内其外  
公儀御役人様方御見廻嚴重之趣付、  
御家中他出差留、鳴物等遠慮為致  
可然与遂相談、其段大目付江申談  
一井伊掃部頭様今朝御登 城懸ケ、御途中  
にて異変之儀、  
殿様江為申上、松本庄司（御小性）被遣、野口  
久兵衛（御徒組 御納戸土蔵方手伝御雇）儀、  
庄司江差添  
被遣可然与遂相談、庄司儀、今夜呼掛  
於御用部屋申渡之、久兵衛江者御側役  
より為申渡候

松本庄司

差急候御内用向有之、延岡江  
被遣候、尤明日出立大坂迄早退  
同所より飛船乗組罷越  
可申候

御側役江

野口久兵衛

差急候御内用向有之、延岡江  
松本庄司被遣候、依之同人江  
差添被遣候、尤明日出立可致候  
右之趣可被申渡候

一右御内用向延岡着之上、長門惣兵衛之内江  
申違候様口演之扣、味噌より相渡、猶及  
口違候

口演之扣

三月三日朝、狼藉者、外桜田  
御門外辺ニ簀笠又者合羽  
頭巾等を着し御通りを相伺  
居候哉、松平大隅守様御屋敷  
前御通り之節、御駕籠江  
鉄炮打掛ヶ候処、其合図ニ而  
三十人程之人数、一同簀笠を  
脱捨、何連茂白鉢巻着込

にも相成るべく、御曲輪内其の外  
公儀御役人様方御見廻り嚴重の趣に付き、  
御家中他出差し留め、鳴物等遠慮致させ  
然るべしと相談を遂げ、其の段大目付江申談する  
一井伊掃部頭様今朝御登 城懸ケ、御途中  
にて異変の儀、  
殿様江申上の為、松本庄司（御小性）遣され、野口  
久兵衛（御徒組 御納戸土蔵方手伝御雇）儀、  
庄司江差し添い  
遣され然るべしと相談を遂げ、庄司儀、今夜呼掛け  
御用部屋に於て之を申渡す、久兵衛江は御側役  
より申渡させ候

松本庄司

差し急ぎ候御内用向之有り、延岡江  
遣され候、尤も明日出立、大坂迄早退き  
同所より飛船乗組み罷り越し  
申すべく候

御側役江

野口久兵衛

差し急ぎ候御内用向之有り、延岡江  
松本庄司遣され候、之に依り同人江  
差添い遣され候、尤明日出立致すべく候  
右の趣申し渡さるべく候

一右御内用向延岡着の上、長門惣兵衛の内江  
申し達し候様口演之扣、味噌より相渡す、猶  
口達に及び候

口演の扣

三月三日朝、狼藉者、外桜田  
御門外辺りに簀笠又は合羽  
頭巾等を着し御通りを相伺い  
居り候や、松平大隅守様御屋敷  
前御通りの節、御駕籠江  
鉄炮打掛ヶ候処、其合図にて  
三十人程の人数、一同簀笠を  
脱ぎ捨て、何れも白鉢巻着込み



にてたすきを掛、抜打ニ御陸尺  
兩人切倒し候付、外御陸尺  
御駕籠捨置逃去、直ニ御供方江  
切掛ケ双方切合居、狼藉者  
少々ツゝ引候付追掛ケ、御駕籠  
廻り御手薄ニ相成候処を、忝人  
御駕籠江切掛或者突通し、  
双方即死茂式人ツゝ、其外  
我怪人余程有之、狼藉者  
兩人与歟、井伊様御手ニ而  
生捕茂有之由、御駕籠者  
其内御屋敷江御引戻相成  
候趣、狼藉者深手ニ而所々江  
倒連居候者も有之、其外  
所々辻番所等ニ而取押候者茂  
有之由、井伊様御供之内  
深手之者多、早速御屋敷江  
引取療治いたし候得共、中二者  
養生不相届ものも有之由、  
扱、龍ノ口御堀端ニ狼藉者  
忝人両肌脱切腹いたし居、  
右側ニ首一有之、此首者  
井伊様御供頭之首之由、  
且日比谷御門外辻番所迄  
井伊様御供方、狼藉者一人  
追掛ケ片腕切落し候処、  
辻番所江引揚今日狼藉之  
始末相尋候処、御請書片手ニ而  
認め候由、年二十歳位、右追掛候  
井伊様御供方は、相果候由、  
右御請書ニ水戸浪人并薩摩  
浪人茂有之旨認め候由  
一狼藉者、井伊様御手ニ而都合  
九人程取押候由、其外六人程  
所々辻番ニ而取押候由、其余

にてたすきを掛け、抜打ちに御陸尺  
兩人切倒し候に付き、外の御陸尺  
御駕籠捨て置き逃去り、直に御供方江  
切掛ケ双方切合い居り、狼藉者  
少々づつ引候に付き追掛け、御駕籠  
廻り御手薄に相成り候処を、忝人  
御駕籠江切掛け或は突通し、  
双方即死も式人づつ、其の外  
我怪人余程之有り、狼藉者  
兩人とか、井伊様御手にて  
生捕りも之有る由、御駕籠は  
其内御屋敷江御引戻しに相成り  
候趣、狼藉者深手にて所々江  
倒れ居り候者も之有り、其の外  
所々辻番所等に取押え候者も  
之有る由、井伊様御供の内  
深手の者多く、早速御屋敷江  
引取り療治いたし候得ども、中には  
養生相届かざるものも之有る由、  
扱、龍ノ口御堀端に狼藉者  
忝人両肌脱ぎ切腹いたし居り、  
右側に首一つ之有り、此の首は  
井伊様御供頭之首の由、  
且つ日比谷御門外辻番所迄  
井伊様御供方、狼藉者一人  
追掛け片腕切落し候処、  
辻番所江引揚げ今日狼藉の  
始末相尋ぬ候処、御請書片手にて  
認め候由、年二十歳位、右追掛け候  
井伊様御供方は、相果て候由、  
右御請書に水戸浪人並びに薩摩  
浪人も之有る旨認め候由  
一狼藉者、井伊様御手にて都合  
九人程取押え候由、其の外六人程  
所々辻番にて取り押え候由、其の余

五六人、細川越中守様御上  
屋敷江欠込、井伊家江恨ミ  
有之手向ひいたし候由  
申達、脇坂様江も同様欠込候由  
一井伊様御屋敷内者、堅固の御  
手配ニ而火事具を着、騎馬  
廻り有之、足輕何連茂鉄炮  
にて固居候由、町火消御屋敷  
外廻り固居候  
一外桜田御門異変之砌者、人留、  
一旦通路有之候得共、行先々  
相尋通し候由、夕刻より御門  
御建切通路無之、其外内  
曲輪御門之分、同様之由ニ  
御座候、内曲輪  
公儀御役人御見廻り厳敷、  
其外辻番所之分、御役人  
出役嚴重之由

## (2) 三月六日

一井伊掃部頭様より、御使者夏目外記、  
御広間江罷越候付、平左衛門罷出候処、左之通  
御口上申述候付、御在所江可申上段、及挨拶候  
且  
充真院様江も御同様御相談被仰進候段、  
御口上申述候  
且、右ニ付 充真院様より之御挨拶、翌日  
留守居御使者相勤  
春暖之節、弥無御障被成  
御座、珍重思召候、然者御妾腹  
愛磨様御事、奥方様ニ  
御男子御出生茂無御座候付、  
此度奥方様御養ニ被成  
御嫡子御届可被成与思召候、  
依之、御格別之御間柄ニ付、  
御相談旁、以御使者被仰進候、

五六人、細川越中守様御上  
屋敷江欠け込み、井伊家江恨み  
之有り手向ひいたし候由  
申し達す、脇坂様江も同様欠け込み候由  
一井伊様御屋敷内は、堅固の御  
手配にて火事具を着、騎馬  
廻り之有り、足輕何れも鉄炮  
にて固め居り候由、町火消御屋敷  
外廻り固め居り候  
一外桜田御門異変の砌は、人留め、  
一旦通路之有り候得ども、行く先々  
相尋ね通し候由、夕刻より御門  
御建切り通路之無し、其の外内  
曲輪御門之分、同様の由に  
御座候、内曲輪  
公儀御役人御見廻り厳敷く、  
其の外辻番所之分、御役人  
出役嚴重の由

## (2) 三月六日

一井伊掃部頭様より、御使者夏目外記、  
御広間江罷り越し候に付き、平左衛門罷り出で候  
処、左の通り御口上申し述べ候に付き、御在所江  
申し上ぐべき段、挨拶に及び候、且つ  
充真院様江も御同様御相談仰せ進められ候段、  
御口上申し述べ候  
且つ、右に付き 充真院様より之御挨拶、翌日  
留守居御使者相勤む  
春暖の節、弥御障無く御座成され  
珍重に思し召し候、然れば御妾腹  
愛磨<sup>よしまろ</sup>様御事、奥方様に  
御男子御出生も御座無く候に付き、  
此度奥方様御養に成され  
御嫡子御届成さるべしと思し召し候、  
之に依り、御格別の御間柄に付き、  
御相談かたがた、御使者を以て仰せ進<sup>まい</sup>ら

猶以、本文之趣、御指急ニ付、  
品ニ寄、御挨拶不被成御待、  
御願書御進達被成度儀も  
可有御座、此段も被仰進候

### (3) 三月晦日

一井伊掃部頭様衆より奉札を以、今日掃部頭様  
為御名代南部丹波様被成御登  
城候処、  
思召有之付、御役 御免被蒙  
仰候段、為御知申来之

### (4) 閏三月廿七日

一井伊掃部頭様より御使者を以、掃部頭様御病氣  
段々御勝不被成候付、来ル廿九日愛鷹様江  
御家督御願、御近親様方御招留相談  
被成候御積ニ御座候、尤御招被成候御方々様  
思召茂不被成御座候者、御願書可被差出候、  
此方様御在邑之御儀付、四ツ時迄御重役  
御差越被進候様被成度旨、御頼被仰進候

### (5) 閏三月廿八日

一昨日之場有之通、井伊掃部頭様御病氣  
御勝不被成候付、明日愛鷹様江御家督  
御願書被差出候処、  
此方様御在邑ニ付、四時迄ニ御重役御差出  
被進候様被成度旨、御頼被仰進候、右付、  
明日大嶋味膳并御留守居成瀬老之進、  
四時出宅相詰候筈、依之、味膳御貸人  
御貨物等書付ニシテ、御人割方江相断、  
両人之供人正弁当被下候付、差配候様  
御賄方江相談  
但、味膳供人、去未十月廿三日味膳、内藤  
播磨守様江相詰候節之例ニ准し、左之通  
召連候筈、相断  
一 供番 四人  
一 駕籠之者 四人

れ候、猶以て、本文之趣、御指急に付き、  
品に寄り、御挨拶御待ち成されず、  
御願書御進達成され度き儀も  
御座有るべく、此段も仰せ進られ候

### (3) 三月晦日

一井伊掃部頭様衆より奉札を以て、今日掃部頭様  
御名代として南部丹波様、御登  
城成され候ところ、  
思し召し之有るに付き、御役 御免  
仰せを蒙られ候段、御知らせ之を申し来る

### (4) 閏三月廿七日

一井伊掃部頭様より御使者を以て、掃部頭様御病氣  
段々御勝れ成されず候に付き、来る廿九日愛鷹様江  
御家督御願、御近親様方御招き御相談成され候御  
積りに御座候、尤も御招き成され候御方々様、思し  
召しも御座成されず候はば、御願書差し出さるべく  
候、此方様御在邑の御儀に付き、四ツ時迄に御重役  
御差し越し進められ候様成され度き旨、御頼み仰せ  
進められ候

### (5) 閏三月廿八日

一昨日の場に之有る通り、井伊掃部頭様御病氣  
御勝れ成されず候に付き、明日愛鷹様江御家督  
御願書差し出され候処、  
此方様御在邑に付き、四時迄に御重役御差し出し  
進められ候様成され度き旨、御頼み仰せ進められ候  
右に付き、明日大嶋味膳並びに御留守居成瀬老之進  
四時出宅相詰め候筈、之に依り、味膳御貸人  
御貨物等書付けにして、御人割方江相断る  
両人の供人、正弁当下され候に付き、差配候様  
御賄方江相談する  
但し、味膳供人、去る未十月廿三日、味膳、内藤  
播磨守様江相詰候節の例に准じ、左の通り  
召し連れ候筈、相断る  
一 供番 四人  
一 駕籠の者 四人

一鎗持 忝人  
一挾箱持忝人  
一長柄傘持忝人  
一草履取 忝人  
一合羽籠忝荷忝人

(6) 閏三月廿九日

一井伊掃部頭様より御使者松宮弥太夫を以、御病  
氣、被及御大切候段、被仰進候  
一御同所様衆より奉札を以、掃部頭様御病氣  
御差重り被成候段、達  
上聞、為御尋  
上使堀田豊前守様を以、御懇之被蒙  
上意候段、為御知申来之  
一昨日之場有之通、井伊掃部頭様今日御家督  
御願書被差出候付、大嶋味膳（服紗小袖 麻上  
下）御留守居  
成瀬老之進、今四時出宅相詰候、右御願書  
今日御用番様江、戸沢上総介様御差添中畠  
宇右衛門様を以、御差出被成候、則御願書写、  
彼方御家老相渡、（空格）時罷帰  
但、味膳、老之進、彼方二而御料理被下之候

近江国彦根城主  
高三拾万石 井伊掃部頭  
当申四十六歳  
嫡子  
井伊愛麿  
当申十四歳

私儀、従先達而、痛所其上疔痛罷在  
候処、痛所者致平癒候得共、持病之  
疔積指引有之、毎々衝逆胸痛強  
葉食不進、手足厥冷、次第虚脱相増、  
此節指重快氣可仕難無御座候、果  
候者、嫡子愛麿江家督無相違被下置  
候様奉願候 以上

一鎗持 忝人  
一挾箱持忝人  
一長柄傘持忝人  
一草履取 忝人  
一合羽籠忝荷忝人

(6) 閏三月廿九日

一井伊掃部頭様より、御使者松宮弥太夫を以て、御病  
氣、御大切に及ばれ候段、仰せ進められ候  
一御同所様衆より奉札を以て、掃部頭様御病氣  
御差重り成され候段、  
上聞に達し、御尋の為  
上使堀田豊前守様を以て、御懇の  
上意を蒙り候段、御知らせ之を申し来る  
一昨日の場に之有る通り、井伊掃部頭様、今日御家督  
御願書差し出され候に付き、大嶋味膳（服紗小袖  
麻上下）、御留守居  
成瀬老之進、今四時出宅相詰め候、右御願書  
今日御用番様江、戸沢上総介様御差し添い、中畠  
宇右衛門様を以て、御差し出し成され候、則ち御願  
書写し、彼方御家老相渡、（空格）時罷り帰  
但し、味膳、老之進、彼方にて御料理之を下され  
候

近江国彦根城主  
高三拾万石 井伊掃部頭  
当申四十六歳  
嫡子  
井伊愛麿  
当申十四歳

私儀、先達てより、痛所其上疔痛罷在り  
候処、痛所は平癒致し候得ども、持病の  
疔積指し引き之有り、毎々衝逆（撃）胸痛強く  
葉食進まず、手足厥冷、次第に虚脱相増し、  
此の節指し重なり快氣仕るべき御座無候、  
果て候はば、嫡子愛麿江家督相違無く下し置かれ  
候様願ひ奉り候 以上

手揮候付印形相用申候

萬延元年庚申閏三月廿九日 井伊掃部頭

松平和泉守殿  
久世大和守殿  
内藤紀伊守殿  
脇坂中務大輔殿  
安藤対馬守殿

容躰書

私儀、従先達而、痛所其上疝痛  
罷在候処、痛所者致平癒候得共、  
持病之疝積指引有之、毎々  
衝逆胸痛強、薬食不進、手足  
厥冷、次第虚脱相増、此節指重  
快氣可仕躰無御座候、療治請候  
医師別紙之通御座候 以上

閏三月廿九日 井伊掃部頭

小川仙春院  
竹内玄同

右、得療治申候当時、小川仙春院  
薬服用仕候

森 宗竹  
坂 尚安

右、病躰為見申候  
右之通御座候 以上

閏三月廿九日 井伊掃部頭

(中略)

一井伊掃部頭様衆より奉札を以、掃部頭様御病氣  
被及御大切候付、御跡目御願書御近親様方御相  
談之上、今日戸沢上総介様并御先手中畠  
宇右衛門様を以、御用番様江被差出候処、無御  
滞被成御請取候段、為御知申来之  
一御同所様衆より奉札を以、掃部頭様御病氣  
御勝不被成候付、愛鷹様江御家督御願書

手揮え候に付き印形相用い申し候

萬延元年庚申閏三月廿九日 井伊掃部頭

松平和泉守 (乗全) 殿  
久世大和守 (広周) 殿  
内藤紀伊守 (信親) 殿  
脇坂中務大輔 (安宅) 殿  
安藤対馬守 (信正) 殿

容躰書

私儀、先達てより、痛所其上疝痛  
罷り在り候処、痛所は平癒致し候得ども、  
持病之疝積指し引き之有り、毎々  
衝逆 (撃) 胸痛強く、薬食進まず、手足  
厥冷、次第に虚脱相増し、此の節指し重なり  
快氣仕るべき躰御座無く候、療治請け候  
医師別紙の通りに御座候 以上

閏三月廿九日 井伊掃部頭

小川仙春院  
竹内玄同

右、療治を得申し候当時、小川仙春院  
薬服用仕り候

森 宗竹  
坂 尚安

右、病躰見させ申し候  
右の通りに御座候 以上

閏三月廿九日 井伊掃部頭

(中略)

一井伊掃部頭様衆より奉札を以て、掃部頭様御病氣  
御大切に及ばれ候に付き、御跡目御願書御近親様方  
御相談の上、今日戸沢上総介様並びに御先手中畠  
宇右衛門様を以て、御用番様江差出され候処、御滞  
無く御請取成され候段、御知らせ之を申し来る  
一御同所様衆より奉札を以て、掃部頭様御病氣  
御勝れ成されず候に付き、愛鷹様江御家督御願書

御差出之儀ニ付、御頼被仰進候通、御重役御差越被進系答候段、御挨拶旁申来之

### (7) 閏三月晦日

一今朝 時、井伊愛鷹様より御使者を以、掃部頭様御病氣之処、御養生不被成御叶、今卯中刻御死去被成候段、為御知申来之

一右之段、早速

充真院様江申上、重役江月番紙面を以申遣之

一右、掃部頭様御事

充真院様御甥之御統ニ候得共、実御弟ニ付、御定式半減之御忌服被為 請、殿様御実方御兄之御統ニ付、御定式半減之御忌服被為 請候

一右ニ付、御用番脇坂中務大輔様江、御在邑付御留守居より御届申上候

井伊掃部頭殿御病氣之処、養生不相叶、今卯中刻死去仕候、右者、右近将監実方兄之統御座候付、半減之忌服請申候

忌十日 (閏三月晦日より)

四月九日迄)

服四十五日 (閏三月晦日より)

五月十五日迄)

右之通御座候、右近将監在邑ニ付承知之上、御届可申上候得共、先此段、御届申上候 以上

内藤右近将監家来

閏三月晦日 成瀬老之進

一右ニ付、御家中、普請鳴物停止、月代遠慮等之儀、弘化三年正月十四日、井伊掃部頭様御養子玄蕃頭様御卒去之節之御例ニ准し、左之通被 仰出可然与遂相談、大目付江申渡、小頭触差出させ候

御差出之儀に付き、御頼仰せ進められ候通り、御重役御差し越し進められ忝く答え候段、御挨拶かたがた之を申し来る

### (7) 閏三月晦日

一今朝 時、井伊愛鷹様より御使者を以て、掃部頭様御病氣之処、御養生御叶い成されず、今卯中刻御死去成され候段、御知らせ之を申し来る

一右の段、早速

充真院様江申し上げ、重役江月番紙面を以て之を申し遣わす

一右、掃部頭様御事

充真院様御甥の御統きに候得共、実御弟に付き、御定式半減の御忌服請けさせられ、殿様御実方御兄の御統きに付き、御定式半減の御忌服請けさせられ候

一右に付き、御用番脇坂中務大輔様江、御在邑に付き御留守居より御届け申し上げ候

井伊掃部頭殿、御病氣之処、養生相叶わず、今卯中刻、死去仕り候、

右は、右近将監(政義)実方兄の<sup>うこんしろうげん</sup>続きに御座候に付き、半減の忌服請け申し候

忌十日 (閏三月晦日より)

四月九日迄)

服四十五日 (閏三月晦日より)

五月十五日迄)

右の通りに御座候、右近将監在邑に付き、承知の上、御届け申し上げるべく候得共、先ず此の段、御届け申し上げ候 以上

内藤右近将監家来

閏三月晦日 成瀬老之進

一右に付き、御家中、普請鳴物停止、月代遠慮等之儀、弘化三年正月十四日、井伊掃部頭様御養子玄蕃頭様御卒去之節の御例に准じ、左の通り仰せ出され然るべしと相談を遂げ、大目付江申し渡し、小頭触れ差し出させ候

大目付江

井伊掃部頭様御病氣御養生  
不被成御叶、今卯中刻、御卒去  
被成候、右者  
充真院様御甥之御統候得共、  
実御弟ニ付、御定式半減之  
御忌服被為 請、  
殿様御実方御兄ニ付、御定式  
半減之御忌服被為 請候  
一右ニ付、鳴物今日より来ル九日迄  
十日、普請者三日停止之事  
一右ニ付、為何御機嫌、表  
御殿、  
充真院様御殿江御帳出、  
御家中之面々、記之、御機嫌  
相伺候事

大目付江

井伊掃部頭様、御病氣御養生  
御叶い成されず、今卯中刻、御卒去  
成され候、右は、  
充真院様御甥の御統きに候得ど  
も、  
実御弟に付き、御定式半減の  
御忌服請けさせられ、  
殿様御実方御兄に付き、御定式  
半減の御忌服請けさせられ候  
一右に付き、鳴物今日より来る九日迄  
十日、普請は三日停止の事  
一右に付き、御機嫌伺いとして、表  
御殿、  
充真院様御殿江御帳出し、  
御家中之面々、之に記し、御機嫌  
相伺い候事

### 三 井伊直弼の生涯 —横暴な権力者か、はたまた悟道の茶人か—

前節で紹介した暗殺事件の理解に資するため、改めて直弼の履歴を抄出してみよう。

慶長 六年（一六〇一） 初代藩主直政が、石田三成の旧居城佐和山城に入る。  
慶長 九年（一六〇四） 直勝が、佐和山より彦根に入封、十八万石。彦根藩井伊家 溜間詰筆頭三十五万石。

たまりのまづめ  
溜間詰は江戸城内の大名の詰所（控室）で、譜代の上級クラス、老中を務める大名家の控えの間である。

文化十二年（一八一五） 十月二九日、十一代藩主直中の十四男としてけやき槻御殿で出生。

- 天保 二年（一八三一） 十七歳、父に死別、長兄の藩主直亮なおあきから宛行扶持あてがいぶち三百俵を与えられ、百石～三百石級の武士の居住区域、尾末町の「北の御屋敷」に移る。
- 天保 五年（一八三四） 養子の口があり、北の御屋敷で部屋住として共に暮らす異母弟の直恭なおやす（のち改名して政義）と江戸に出る。直恭が姉充姫（充真院）の婚家先である日向延岡藩主の養子に決定した。ちなみに直恭こと改名「政義」の典拠は、『国語』にある「君子ハ政ニ臨ミテ義ヲ思フ」だった。

養子決定の経緯は、吉田常吉著『井伊直弼』（九頁、吉川弘文館）に記述があるので、やや長いですが次に引用する。

「直弼が北の御屋敷に移り住んでから三年たった天保五年（一八三四）七月、彼が二十歳の時、江戸の直亮から、しかるべき大名の養子にするから出府するように、との命令が直弼・直恭の兄弟に伝えられた。直弼は再び彦根の土は踏むことはあるまいと思ひ、友人たちに別れを告げ、勇躍して江戸に下って行った。しかし幸運をつかんだのは弟であった。直恭は日向（宮崎県）延岡侯内藤政順まさよりの養子となり、名を政義と改め、十月家督を継いで一躍七万石の城主となり、十二月には従五位下能登守に叙任した。直弼は失意のうちに江戸藩邸にすごすこと一年、翌年八月むなしく再び彦根に帰った。」

（吉田常吉『井伊直弼』九頁、吉川弘文館）

江戸滞在中、『埋木舎之記』を草す。北の御屋敷の陋屋を「埋木舎（うもれぎのや）」と命名した。

「世の中をよそに見つゝも うもれ木の 埋もれてをらむ心なき身はこれ世を厭ふにもあらず。はた世を貪るごときかよわき心しおかげれば、望み願ふこともあらず。たゞうもれ木の籠り居て、なすべき業をなさまし」（『埋木舎之記』より）

文芸（能、国学〈和歌・古学・文法研究〉、茶の湯、作陶、禅）、武芸（剣



術、馬術、弓術、山鹿兵学、槍剣、居合、砲術、洋学)の諸芸修業に励む。居合術では、奥義をきわめて一派を創立する腕前となり、禅では、清涼寺の仙英禅師より悟道の域に達したといわれる。石州流茶道では、片桐宗猿に師事し奥義をきわめ一派をたて、藩主就任後、代表作『茶湯一会集』を著わした。

- 弘化 三年(一八四六) 二月三二歳。世子直元が死去。江戸で十二代藩主、兄直亮の養子となる。
- 嘉永 三年(一八五〇) 十一月二一日、三十五万石を継ぎ、十三代藩主となる。
- 嘉永 六年(一八五三) 六月三日、ペリーが浦賀に来航。開国を求め米国大統領の親書を提出。
- 安政 元年(一八五四) 正月十一日、ペリーが江戸湾に再来航。打払いを主張する水戸の徳川斉昭と和平穏便論を唱える直弼、佐倉藩主の堀田正睦らとが激論、この対立が、のちの政局に大きな影響を与える。  
三月三日、日米和親条約締結、のち他国ともあいついで締結される。
- 安政 三年(一八五六)頃、生涯かけた茶の湯探究の成果として『茶湯一会集』を著す(四二歳)。
- 安政 五年(一八五八) 四月二三日、大老就任。  
六月十九日、朝廷の勅許を待たず、日米修好通商条約に調印させる。  
六月二五日、十三代將軍家定の継嗣を紀州慶福(十三歳、家茂)に決定し、一橋慶喜を推す一橋派を押さえる。  
八月八日幕府の条約無断調印を責める勅諭(戊午の密勅)が水戸藩に下る。  
九月、国学者長野義言の誇張潤色した報告に惑わされ、反対派の運動を水戸藩の

- 陰謀と信じ、尊皇の志士近藤茂左衛門、元小浜藩士梅田雲浜らの逮捕を機に尊王攘夷運動への弾圧（「安政の大獄」）を開始。翌年にかけて反対派の諸侯、志士を厳罰に処す。
- 安政 六年（一八五九） 十月七日、福井藩士橋本左内、頼三樹三郎ら三十七人が死罪となる。  
十月二十七日、吉田松陰ら二十三人が死罪、流罪となる。  
十二月、水戸藩に下された戊午の密勅の返納を迫り、同藩激派は憤激する。
- 安政 七年（一八六〇） 二月十八日、高橋多一郎、関鉄之介らが水戸藩を脱藩。  
二月二十八日、直弼、ある筋から身辺注意を進言される。  
三月三日、午前八時過ぎ、雪の江戸城桜田門の周辺で、一発の銃声が鳴り響き、登城の行列が水戸脱藩士十七名、薩摩藩士一名に襲撃される。  
三月十八日、「万延元年」に改元。

つぎに江戸幕府の正史『続徳川実紀』第三編、万延元年三月～六月条から直弼に関する記事を引用する。井伊家は、幕命で直弼の喪を秘したことが明らかである。以下は右の段が関係記事、左の段がその主旨である。

(1) 三月三十日、大老職免職

(三月) 晦日 大老御役御免

一 井伊掃部頭（直弼）  
名代 南部丹波守  
思召有之、御役 御免。  
右之趣。詰合<sup>ほうい</sup>布衣以上之面々江演達之。

(2) 所領の領有権を承認される

(閏三月十五日)

一 領知之  
御判物被下 井伊掃部頭

(3) 病氣見舞いを受ける

廿九日 井伊掃部頭病氣御尋上使。

一 上使堀田豊前守  
井伊掃部頭  
右病氣大切ニ付。為 御尋被遣之。

公的記録では閏三月晦日病死

(4) 世継ぎ愛磨に香奠を遣わす

(四月) 七日 井伊愛磨江香奠之上使。

一 銀五十枚 上使遠山美濃守  
井伊愛磨  
右為香奠被遣之。

四月十日世田谷、豪徳寺に埋葬

(5) 家督継承の御礼

(六月) 朔日

一 金五枚 御白書院  
綿五十把 家督之御礼  
御刀 井伊愛磨  
御馬一疋

のち文久二年（一八六二）十一月、幕府は、安政五年以降の井伊氏の失政を咎め、直憲から十万石を削減した。なお本節は、国史大辞典、谷村玲子『井伊直弼 修養としての茶の湯』（創文社）等を参照した。

## 四 おわりに

本稿では、内藤家文書「萬覚帳」における「桜田門外ノ変」関係史料を抄録紹介した。実際の紙面には、これ以外に相当数の細かな記事が記録されている。筆録者の細大漏らさない執念に圧倒される思いがした。

直弼の暗殺後、幕府はその死を匿し、彦根藩に直弼の病氣隠退と嫡子への家督相続願いを出させ、家名の存続を図った。その後、三月晦日に直弼の大老職を解き、閏三月晦日にその死を公表した。

大老井伊直弼の横死は、幕府の威信を失墜させ幕権崩壊の転換期となる

とともに、文久二年（一八六二）正月、水戸浪士を中心とする尊王攘夷派の武士が、江戸城坂下門外で公武合体派の老中安藤信正（磐城平藩主）を襲撃し負傷させた坂下門外の変を誘発する一因ともなった。

思うに「萬覚帳」の記事は、偽装された直弼の家督願（相続願）や容鉢書（診断書）を伝えるとともに、家督継承、体制維持への執着ぶりを明らかにする点でも興味深いものがある。なお、若干付記したいことがある。

### （1）直弼最期の真相 一雪を蹴散らした大乱闘 二つの目撃談一

直弼の暗殺事件は、現在の警視庁前、当時は豊後国（大分県）杵築藩上屋敷の門前で起きた。直弼の行列は、国会議事堂前にある憲政記念館の一带にあった井伊家上屋敷から、雪の中を登城する途中だった。この襲撃現場から約八百メートルほどの場所に、日向国（宮崎県）延岡藩内藤家の上屋敷があった。現在、この一带は、文部科学省や霞が関ビルがそびえる官庁街となっている。次に、二つの目撃談を引用する。

「窓下騒ヶ敷きに付、何事ならんと覗見候処、……あなたこなた切結び居り候。其様、真剣は程隔て、せり合よし、昔より聞及び候へ共、左はなく、刀半ば又は鏢方際にて、せり合候、忽ち四、五人切倒され、此節、大下水（江戸城の濠）の方へ寄闘ひ、暫く駕籠の辺透候と、大兵（大柄な）の男（薩摩藩士有村次左衛門）一人、…駕籠を目かけ、頓（やが）て上下着たる主人を引出し、…彼の大兵の男、首を切り、大音を発し、其声、前後駈（しか）と相分ならず、井伊掃部（直弼）とまでは聞え候に付、偕（さて）はと、其時井伊殿と知り候」

（杵築藩松平大隅守江戸藩邸留守居役、興津某による。吉村昭「桜田門外ノ変余話」、『史実を歩く』文春新書参照）

「今朝五時過ぎ、外桜田松平大隅守様、上杉弾正大弼様辻番所間より、狼藉者凡式十人程徒党、何方様の御駕籠に候哉、右御駕籠を目当に切込み、鉄砲打ち掛け、刀にて切り合い、凡式十人程、残らず白木綿鉢巻いたし、たすきを掛け、小袴着用にて乱妨に及び候、残る大雪の中、此の如くの大乱妨は、古今に珍しき事」

（遠江国掛川藩太田家、江戸屋敷詰の藩士渡辺嘉彰『幕末掛川藩江戸藩邸日記』より）

有村次左衛門は、駕籠の戸を引き破って直弼を引きずりだし、一刀のもとに首級をあげた。自分も深手を負った有村は、首を刀の先に突き刺し、現場を離れて近江国三上藩主（滋賀県野洲郡）遠藤胤統の屋敷門前までたどり着き、力尽きて自刃した。首は遠藤家が收容し、彦根藩邸から出向いた者がそれを受取り、上等の飯櫃に入れて藩邸に持ち帰った。首は洗い清められ、藩のお抱え医師岡島玄達の手で縫合された。遺骸は、のちに荏原郡世田谷村の菩提寺豪徳寺に葬られたとされている（前掲『史実を歩く』参照）。

(2) 「大老井伊掃部頭殿斬奸書」<sup>たいろう いい かもんのかみどのざんかんしょ</sup> 一井伊直弼は弾圧者 罪状書きを読む一

「今般、水戸殿家来、桜田御門外にて、井伊掃部頭殿を殺害に及び候て、御届に出られ候節、差し出し候 書付写 但し銘々懐中致し居り候由

墨夷浦賀へ入港以来、征夷府の御処置、たとひ時勢の変革もこれあるに随ひて、御制度の変革もこれなく候ては、叶はぬ事情にこれありとは申しながら、出頭の有司、専ら右を口実として、一時安きに依り戦を畏れるの情より彼が虚喝の勢焰に恐怖致し、貿易和親は 城拜礼をも差し許し、条約を取り替し、踏絵を廃し邪教の寺を建て、ミ>ストルを永住致させ候事候て、実に

神州古来の武威を穢し、国体を辱しめ、祖宗の明訓孫謀に戻り候のみならず、第一 勅許もこれなき儀を差し許され候段、天朝をも蔑しめ奉る如く候儀にこれあり、実にあい済まざる事に候

大老井伊掃部頭殿所業を追々洞察いたし候ところ、將軍家御幼少の御砌に乗じ、自己の権威を振はんために、公論正議を忌憚して、天朝公辺の御為筋を深く存じ入り候御方々・御親属をはじめ、公卿衆大名御旗本に限らず、讒誣いたし、あるいは退隱あるいは禁錮など仰せ付けられ候よう取り計らい候儀、夷狄跋扈容易ならざる砌と申し、内憂外患日をおつて差し迫り候時勢に付き、恐れおおくも

宸襟を悩まされ、御国内治平公武御合体、いよいよ長久の基を立てさせられ、外夷の侮を受けず候様遊ばされたしとの 叡慮に在らせられ、公辺の御為にと 勅書御下し遊ばされ候由伺い奉り候処、それぞれ違背仕り、なおまた諸太夫初め、有司の人々を召捕り、無実を羅織し、嚴重の

所処いたされ、甚だしきに到り候ては、三公御落飾御慎み、粟田口親王を幽閉たてまつり候て、勿体なく候

天子御讓位の事まで醸し奉り候件々、奸曲到らざる所なきは、あに天下の巨賊にあらざらんや、右罪状の儀は、委曲別紙に認め候通り、かかる暴横の奸賊そのままに差し置き候ては、ますます公辺の御政体を乱し、夷狄の大害をきたし候儀眼前にて、実に天下の安危存亡にも拘り候事ども、痛憤黙止しがたく 京師へも奏聞に及び、今般天誅を加え候心得にて斬戮せしめ候、もちろん公辺へいささかも御敵対申上げ候にはこれなく、なにとぞこの上 聖明の勅意に御基づき、公辺の御政事正道に御復し、尊王攘夷、正誼明道、天下万民をして富嶽の安きに変らしめなん事を希ふ、さし置きいささか殉国報恩の微忠を表し、伏して天地神人照覧を仰ぎたてまつるもの也 (下略)」

(明治大学博物館 日向国佐土原藩島津家文書  
四〇—乙—二四四「斬奸書 桜田門外」)

### (3) 幕末の歴史を変えた内藤家の養子選択

直弼と弟の直恭は彦根藩主井伊直中の子で、姉の充姫はすでに内藤家藩主政順まさよりの正室となっていた。政順に世継ぎがないため、直弼が部屋住みの身だったとき、直恭とともに江戸に呼び出され、七万石の譜代大名内藤家の養子としてどちらがふさわしいか面接を受けたところ、図らずも直恭（のち政義）が養子に決定した。養子選びには長幼の序に従い、年長の直弼に白羽の矢を立てる選択肢も十分あっただろう。かりに文武両道に秀でた直弼が内藤家の養子に決まっていたら、延岡藩の文化技芸は一層活発化していただろう。

他方で、もし直恭（政義）が大老の地位に就いていたなら、安政の大獄も変わっていたかもしれない。なぜなら、同時代の延岡藩では、譜代藩であるにもかかわらず勤皇僧の胤康が現れた。政義は、胤康を捕らえさせたものの、その処罰は穏便に済ませよう配慮したと推測できる。ゆえに「大老井伊直恭」があえて尊王攘夷派に徹底的な弾圧を加えたとは想像しにくい。

直弼は、長兄の死で奇しくも彦根藩主となり、運命の糸に導かれるままに大老に就任し、安政の大獄を引き起こした。そもそも歴史では、「……たら、

れば」の仮説は不毛の論議となる。しかし直弼を選ばなかった延岡藩の養子選択が、幕末日本の歴史を変えたという見方もできるだろう。奇しくも直弼が襲われた三月三日は、政義の誕生日だった。

#### (4) 豪徳寺 井伊家墓所の謎

世田谷区の豪徳寺にある井伊直弼の墓で、地下三メートル以内に石室などの埋葬施設の無いことが判明した。区教育委員会が直弼の墓石の傾きを正すために、平成二十一年から翌年に改修したとき、地表から地下一・五メートル内に石室の無いことを確認した。その後、東京工業大学が行ったレーダー調査の結果、地下三メートル以内に石室は見つからなかったという。ちなみに豪徳寺の彦根藩井伊家墓所は、平成二十年三月に国史跡に指定された。

#### (5) 流布された古文書

「桜田門外ノ変」で暗殺された大老井伊直弼が、「負傷しひとまず帰宅した」と幕府へ報告する古文書が立川市内の民家で見つかった。「捕押方等差図いたし候所、怪我候二付、一先帰宅致候」と書かれている。

(平成二十四年二月十二日付け朝日新聞より)

#### (6) 「桜田事変絵巻」翻刻

「桜田事変絵巻」は、井伊直弼が遭遇した桜田門外での暗殺事件の顛末を時間を追って描いた絵巻である。狩野芳崖筆と伝えられ、事件後まもなく目撃談や幕府への届書をもとにして制作されたと推測されている。この絵巻で、上巻の九項めに「拙者儀（直弼）捕押方指揮致候處、怪我致候二付一ト先帰宅仕候」とあり、直弼が狼藉者の捕り押えを指揮して負傷しひとまず帰宅したと記されている（傍線、引用者）。この絵巻は、佐々木克編『彦根城博物館叢書一 幕末維新の彦根藩』（彦根市教育委員会）にカラー図版と翻刻文が掲載されている。彦根市金亀町にある彦根城博物館は、藩主の政務と居住の場である表御殿跡に復元建築された。ただ翻刻には、誤植が多い。絵巻の活用のため、誤植を正してここに掲載したことを諒承されたい。

【上卷詞書】

- ① 安政七庚申とし弥生二日の夜なりしか、同志之者拾七人にて品川宿ニ各暇心得て快酒盛いたし、早夜半も過ぬれハ、食事杯仕舞、とかくするうち白ミたる景色なれハ戸を明て空之様子ヲ見てければ、雪殊之外降りたり、究竟の事と互ニ顔を見合てころのうちに悦ひぬ、頓て宿を立出、人目を忍ふ身なれハ、或ハ三人式人と又は五人六人打連て、兼而約諾せし芝愛宕やまへ赴きける、跡より他處の士壹人加る、都合是にて十八人に相成ける
- ② 一當月三日朝五ツ時以前、侍五人計町人躰之者壹人、下駄傘にて愛宕山へ参詣いたし、町人守札請候節、雪見致度間、額堂下茶屋床机積重置候脇、三脚片寄せ有之候處へいつれも腰掛、山番人八藏ト申者ヲ相招キ、煙草之火薬を乞、硯箱借度旨申候間、いつれも同人所持之品を貸遣申候、暫時過て雪見ニ茶計にてハ面白からすと申、また番人ヲ呼候て金式朱差いたし、是にて酒壺舂求め、残り錢にて何にても求呉候様相頼候間、右八藏事、女坂半分辺迄下り候を呼届（戻）し、恥敷事ニ候得とも今朝入湯之節下帯相忘候間、式筋序ニ買求め呉候様申、又銀壺朱指いたし候間、同人夫々相求め見候處、壹人も不居合、其内ニは可参と存居候得共、夕陽に及ひ候ても壹人も参り不申、跡片付ニ参候處、反古躰之物、土地ニ拾有之、則拾ひ見候處、別紙名前書ニ付、若哉使にて求め候品々取ニ越候ハ、此書附ニ而実否を尋可相渡と心付、下帯木綿も壺緒ニ仕舞候へ共、今に何方よりも取ニ不参申候、拾物之儀は、先般御届申上候通ニ御座候、右町人躰之者は、刀屋とかニ御座候哉、大小ニ候ハ、五腰程も風呂敷包ミ有之候様推察仕候、右之外は八藏儀一切知不申由ニ御座候、其後、役僧食事ニ下り候節、凡拾人計も仕居候様存候へ共、面躰等不及申、人数之程も覚不申、此外右場所見聞之者一人も無御座候、前書有儘奉申上候、以上



愛宕 圓福寺

③ 愛宕山男坂

④ 愛宕山額堂

⑤ 愛宕山より拾八人にて言合、おもむく道引違て

桜田の御門外ニおもむき、誰も誰も心には夫とうなつき、  
互に知らぬ顔して武鑑など見居たり、やゝありて、  
井伊掃部頭殿来り給ふを待かけたり

⑥ 井伊家屋舗

⑦ 桜田御門

⑧ 一戦始ヌ以前に、

右挟箱へ何者か  
つき当り、騒動

はしまり

⑨ 井伊家御届左之通

今朝登場懸ケ、外桜田松平大隅守前より上杉弾正大弼街番  
所之間より、狼藉者鉄炮打懸、凡廿人餘拔連、駕籠ヲ日懸ケ  
切込候ニ付、供方之者防戦狼藉者壱人討留、其余手疵深手等為  
負候ニ付悉ク逃去候、拙者儀捕押方指揮致候處、怪我致候ニ付一  
ト先帰宅仕候、尤供方即死手負之者、別紙之通御座候、此段御届  
申達候

申三月三日

深手日下部三郎左衛門

手疵片桐權之丞

手疵小河原秀之丞

即死沢村軍八

手疵櫛尾弥三郎

即死永田太郎兵衛

手疵柏原徳之丞

即死加田九郎太

手疵萩原吉次郎

同 草刈鋏五郎

手疵松尾貞之丞

薄手渡辺素太

同 越石源次郎

薄手元持甚兵衛

手疵岩嶋徳兵衛

薄手藤田忠蔵

同 水谷求馬

陸尺手疵弥一郎

薄手草履取吉田太郎

即死河西忠左衛門

陸尺同勝五郎

(上巻奥書) 櫻田騒動之圖

先師狩芳崖先生筆

天城

(朱印方印)

【下巻詞書】

⑩ 井伊殿亡骸、胴腹ニ深手

負たる、

駕籠脇ノ侍式人、愁腸之躰、

其侍も落命様子、又敵を追行

者にも候哉、兩人是も深手の様子

なから、彼主人之亡骸ヲ駕籠之中に

納め、兩人にて昇上候得共、中々歩行も不叶、大隅守

屋敷下へ寄せ、其儘差置、兩人共

倒れ、然ル處、何れより参候哉赤合羽

着たる者兩人にて駕籠を昇、惣

血刀ヲ下ケ、駕籠脇躰之者壹人、是も

おなしく

深手之様子なり、

駕籠へ取付

濟し帰る

⑪ 一井伊家より死骸并敵之脱捨たる蓑笠・

合羽・手傘・下駄、何れも井伊家へ運入候、其節

短筒鉄砲四挺計有之候よし、

死人は駕籠又は鉤臺に乗、中に黒羅紗之合羽

着たる侍背負、わき兩人にて押持して行、

是はうなる聲いたしける

⑫ 井伊殿首を三人して守護し、日比谷の方へ行、

跡ニは未だ接戦所々に有之候處、

追々倒れ候ニ付、敵方日比谷之

かたへ立退キ申候

⑬ 石河土佐守留守居、天野喜六倅親名代にて

使者相勤、脇坂殿屋敷前にて駕籠より出候へは、

血ニ染ミたる者四人、何れもたすき懸鉢巻して、

壹人は刀を杖につき、眉を切られ柘榴の如くに

- えミ割れ、壹人は無疵之躰ニ有之候故、  
肝ヲ消し、先玄関迄主用勤帰候
- ⑭ 御堀際、辻番所脇にて  
壹人之土切腹いたし、  
辻番より見ル者之咄ニ候
- ⑮ 脇坂屋舗へ  
敵御届に出る
- ⑯ 細川越中守屋舗へ  
水府浪人願事ニ付  
罷越候
- ⑰ 井伊家駕籠表門辺へ参ル頃、色々とりどりの  
出立にて、いつれも鉄炮・槍・棒杯持、五六拾人  
程あり、あわたゝ敷松平大隅守門前迄参り候處、  
跡より上下着たる者駈附、何とか制止候様子にて  
いつれも引取候
- ⑱ 一井伊家より白股引之者五六拾人、是ハ何も不持、  
中に四人計り陣笠・羅紗之合羽にて、静々と  
日比谷の方へ参り、夕刻引取来り候  
(下巻奥書) 櫻田騒動之圖  
先師狩野芳崖先生筆  
天城 (朱印方印)

(謝辞) 執筆中、短期嘱託職員の川目奈都子氏、廣田理恵氏から種々の意見をいただいた。また四(6)の「桜田事変絵巻」のデータ入力には廣田氏の労を煩わせた。記して深甚なる感謝の意を表したい。